

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号

25 - 12

協定項目名

農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針

1. 農業関係事業については、次のとおり調整するものとする。
 - (1) 地域農業マスタープラン、農業基本構想、農業振興地域整備計画、水田農業振興計画、田園環境整備マスタープランおよび宇曾川流域みずすまし推進行動計画については、新町において新たに策定する。なお、農業振興地域内の農用地区域については、新町において農業振興地域整備計画を策定するまでの間は現行どおりとする。
 - (2) 米政策および生産調整に係る助成制度は、平成16年度から始まる「米政策改革大綱」に基づく水田農業ビジョン・産地づくり計画書により平成18年度まで旧町単位とする。
 - (3) 農村整備事業における国・県事業および町単独事業の町補助金ならびに地元負担金の割合については、合併時までに調整する。
 - (4) 集落営農関係補助金は、その事業効果を十分に検討し、合併時までに調整する。
 - (5) 中山間地域等直接支払制度は現行どおり新町に引き継ぐ。
2. 森林整備地域活動支援については、現行どおり新町に引き継ぐ。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 12	協定項目名	農林水産関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
1.(1) 総合計画	<p>地域農業マスタープラン (平成12年4月策定)</p> <p>秦荘町農業基本構想 (平成13年6月策定)</p> <p>秦荘町農業振興地域整備計画 ・農業振興地域指定年度(昭和45年度) ・農業振興地域整備計画策定年度(昭和47年度) ・前回特別管理指定年度(平成9年度) ・再編事業指定年度(平成3年度)</p> <p>秦荘町水田農業振興計画 (平成12年7月策定)</p> <p>秦荘町田園環境整備マスタープラン (平成13年9月策定)</p> <p>宇曽川流域みずすまし推進行動計画 (平成13年3月)</p>	<p>地域農業マスタープラン (平成12年4月策定)</p> <p>愛知川町農業基本構想 (平成14年11月策定)</p> <p>愛知川町農業振興地域整備計画 ・農業振興地域指定年度(昭和45年度) ・農業振興地域整備計画策定年度(昭和47年度) ・前回特別管理指定年度(昭和54年度) ・再編事業指定年度(平成4年度)</p> <p>愛知川町水田農業振興計画 (平成12年7月策定)</p> <p>愛知川町田園環境整備マスタープラン (平成14年11月策定)</p> <p>宇曽川流域みずすまし推進行動計画 (平成13年3月)</p>	<p>両町の計画を基本に新町において策定する。</p> <p>両町の計画を基本に新町において策定する。</p> <p>農業振興地域整備計画については、新町において策定する。ただし、計画策定までの間は旧町の計画を引き継ぐ。</p> <p>新たに策定した「地域水田農業ビジョン」に移行したことにより、水田農業振興計画は廃止する。</p> <p>両町の計画を基本に新町において策定する。</p> <p>両町の計画を基本に新町において策定する。</p>

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 12	協定項目名	農林水産関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
(2) 米政策および生産調整	<p style="text-align: center;">地域水田農業ビジョン (平成16年度策定)</p> <p>〔概要〕</p> <p>水田農業や産地づくりのあり方を地域自らの発想・戦略で考えた効果を「地域水田農業ビジョン」としてとりまとめる。また、そのビジョンと一体のものとして生産調整方針を策定する。</p> <p>〔ビジョンの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域水田農業の改革の基本的な方向 ・具体的な目標（作物作付や販売、担い手の明確化等 ・ビジョン実現のための手段（産地づくり対策の補助金の活用） ・担い手の育成 	<p style="text-align: center;">地域水田農業ビジョン (平成16年度策定)</p> <p>〔概要〕</p> <p>水田農業や産地づくりのあり方を地域自らの発想・戦略で考えた効果を「地域水田農業ビジョン」としてとりまとめる。また、そのビジョンと一体のものとして生産調整方針を策定する。</p> <p>〔ビジョンの内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域水田農業の改革の基本的な方向 ・具体的な目標（作物作付や販売、担い手の明確化等 ・ビジョン実現のための手段（産地づくり対策の補助金の活用） ・担い手の育成 	<p>新たに策定した「地域水田農業ビジョン」については、新町において調整する。ただし、平成18年度まで旧町単位とする。</p>

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 12	協定項目名	農林水産関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
(3) 農村整備事業 町補助金及び 地元負担金	町補助金及び地元負担金 別紙1のとおり その他単独事業補助 別紙2のとおり	町補助金及び地元負担金 別紙1のとおり その他単独事業補助 別紙2のとおり	別紙1および別紙2の調整内容を基本にして、合併時まで調整する。
土地改良 (地域用水機能 増進事業)	地域用水機能増進事業(H11~H26) 愛知川沿岸土地改良区へ補助 (事業内容) 永源寺ダム受益地域の農業振興地域内の集落及び集落周辺における地域用水機能増進活動を補完する施設などの改修整備を行う。 (補助率及び負担率) 国庫補助50%、県補助25%、町補助12.5%、地元負担12.5%	地域用水機能増進事業(H11~H26) 愛知川沿岸土地改良区へ補助 (事業内容) 永源寺ダム受益地域の農業振興地域内の集落及び集落周辺における地域用水機能増進活動を補完する施設などの改修整備を行う。 (補助率及び負担率) 国庫補助50%、県補助25%、町補助15%、地元負担10%	現行どおり新町に引き継ぎ、負担割合については、合併年度は旧町の例により、平成18年度事業から新町15%、地元10%とする。

別紙 1

町補助金及び地元負担金

現況

事業の種類	国及び県の補助がある場合の町補助率及び地元負担率					県のみ補助がある場合の町補助率及び地元負担率				
	国・県補助率	秦荘町		愛知川町		県補助率	秦荘町		愛知川町	
		町	地元	町	地元		町	地元	町	地元
ほ場整備	75%	5%	20%	10%	15%					
かんがい	55%	-	-	10%	35%	30%	35%	35%	10%	60%
ため池整備	70%	15%	15%			60%	-	-		
農道整備	60%	25%	15%	20%	20%	(20%) 30%	(70%) -	(10%) -	(60%) 60%	(20%) 10%
調査合計	60%	40%	-	40%	-					

愛知川沿岸土地改良区が行う事業の負担は、愛知川沿岸土地改良区の制定する各種事業負担割合による。

調整の具体的な内容

事業の種類	国及び県の補助がある場合の町補助率及び地元負担率			県のみ補助がある場合の町補助率及び地元負担率		
	国・県補助率	町	地元	県補助率	町	地元
ほ場整備	77.5%	工事費の10%	国 県 町補助を差引いた 残額	30%	工事費の10%	県 町補助を差引いた 残額
かんがい	55%	工事費の10%	国 県 町補助を差引いた 残額	30%	工事費の10%	県 町補助を差引いた 残額
ため池整備	70%	地元負担を差引いた残額	工事費の15%	60%	地元負担を差引いた残額	工事費の15%
農道整備	60%	地元負担を差引いた残額	工事費の10%	30%	地元負担を差引いた残額	工事費の10%
調査合計	60%	40%	-	50%	50%	-

愛知川沿岸土地改良区が行う事業の負担は、愛知川沿岸土地改良区の制定する各種事業負担割合による。

別紙 2

その他単独事業補助

現況

	町		地元負担		土地改良区	
	秦荘町	愛知川町	秦荘町	愛知川町	秦荘町	愛知川町
補完工事(軽微な補修)	-	町営事業完了地区 100%	50%	-	50%	-
井戸跡復旧	-	-	-	-	100%	-
維持補修(資材費)	50%	-	-	-	50%	-
ほ場整備事業未施行地区の集落が行う農道整備に対する資材支給	100%	100%	-	-	-	-

調整の具体的な内容

	町	地元負担	土地改良区
補完工事(軽微な補修)	-	50%	50%
井戸跡復旧	50%	-	50%
維持補修(資材費)	50%	-	50%
ほ場整備事業未施行地区の集落が行う農道整備に対する資材支給	100%	-	-

ただし、町営ほ場整備事業完了地区は、土地改良区を町と読み替える。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 12	協定項目名	農林水産関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
(4) 集落営農 関係補助	<p>麦・大豆生産促進条件整備補助金 ・大豆コンバイン・脱粒機等購入経費 町補助率 1/3 補助限度額 1,500千円</p> <p>集落営農促進対策事業補助金 ・集落営農組織主要機械更新導入経費 町補助率 1/3 補助限度額トラクター 1,400千円 コンバイン 1,500千円 (導入機械は県基準による)</p> <p>みんなでがんばる集落営農実践事業 費補助金 町補助率 「県要綱」の定めた事業費の 補助率 1/6</p>	<p>麦・大豆生産促進条件整備補助金 なし</p> <p>集落営農組織条件機械器具整備事業 補助金 ・集落営農ビジョン機械器具購入経費 町補助率 1/3 補助限度額トラクター 2,500千円 コンバイン 2,500千円 施設整備 5,000千円 (導入機械は県基準による)</p> <p>みんなでがんばる集落営農実践事業 費補助金 なし</p>	<p>農業振興関係補助金の補助基準、補助対象、補助限度額、 対象範囲は別紙3のとおりとする。</p>

別紙3

農業振興関係補助金

(1) 補助基準

集落の営農形態	補助要件・内容	町補助率
集落営農ビジョンがない集落	・ 営農組合の設立 (集落の耕作者の2 / 3以上の同意が必要) 導入機械は県基準による	1 / 3以内
集落営農ビジョンがある集落	集落の耕作面積に応じて補助 導入機械は県基準による	1 / 3以内
特定農業団体になることが確実な集落 営農組織	・ 集落営農ステップアップ促進事業 集落営農ステップアップ実践事業(ハード事業)は、 まず集落営農ステップアップ推進事業(ソフト事業、 県補助1 / 2)の達成が必要条件となる	1 / 6以内 (県費1 / 3)
町長から集落営農改善計画の認定を受けた営農団体等	平成16年度～平成18年度(ハード事業) ・ みんなでがんばる集落営農実践事業	1 / 6以内 (県費1 / 3)

- (2) 補助対象 農業機械・建物(格納庫、作業所等)
新規・更新は問わないが集落の経営面積により、導入機械は県基準による。
- (3) 補助限度額 農業機械 2,500千円
建物関係 5,000千円
- (4) 対象範囲 集落営農組織

〔事業の説明〕

集落営農ステップアップ促進事業

- ・ 米政策改革の実現を目指し、集落営農をさらにすすめるとともに、担い手として位置付けられる「特定農業団体」等へのステップアップの加速化を図るため、農用地利用規定の作成、法人化計画の作成、特定農業団体の設立および集落営農組織の経営改善計画の策定等を行うソフト事業と、特定農業団体として、営農活動を実施するのに必要となる機械・施設の整備を行うハード事業に取り組む集落に対し助成する。

みんなでがんばる集落営農実践事業

- ・ 集落営農を機軸として、担い手の育成、生産コストの一層の低減、環境と調和した農業生産や特色ある米づくり等の取り組みを推進し、滋賀ならではの農業を展開するため、「集落営農改善計画」の作成「集落営農マネージャー」および「農業排水指導員」の設置、集落営農をPRするCI活動の実施および濁水防止推進看板の設置を行うソフト事業と、「集落営農改善計画」に基づき次の事業『環境調和型農業推進型実践事業』『特色ある米づくり推進型実践事業』『条件整備型実践事業』のハード事業に取り組む集落に対し助成する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 12	協定項目名	農林水産関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
(5) 中山間地域等直接支払制度	<p>中山間地域等直接支払制度</p> <p>〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、当該農業生産活動等を行う農業者等に対する補助 ・上蚊野・松尾寺南・松尾寺北・斧磨地域で平成13年度から実施 <p>協定面積 20ha 交付金 2,004千円 (平成15年度実績)</p> <p>地形勾配1/100以上 8千円/反 1/20以上21千円/反 国・県・町補助率それぞれ1/3</p>	なし	現行どおり新町に引き継ぐ。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 12	協定項目名	農林水産関係事業の取扱いについて
--------	---------	-------	------------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項目	秦荘町	愛知川町	
2 . 森林整備 地域活動 支援	<p>森林整備地域活動支援 〔概要〕 森林所有者等による施業の適時適切な実施を確保するため、施業の実施に不可欠な立木の生育状況、雑草木の繁茂状況、対象森林までのアクセス状況等を見極める森林の現況調査 施業区域周囲のペンキ等での表示、施業実施面積を把握するための簡易測量等の施業実施区域の明確化作業 施業箇所までのアクセスに利用する作業道や歩道の刈り払い等の補修等 以上 3 点の地域活動を実施するための必要最小限の経費について一定額を交付する。</p> <p>・森林整備地域活動支援交付金 平成14年度から実施 交付金 2,785千円(平成15年度実績) 交付単価 10千円/1ha (国1/2・県1/4・町1/4)</p>	<p>森林整備地域活動支援 なし</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>